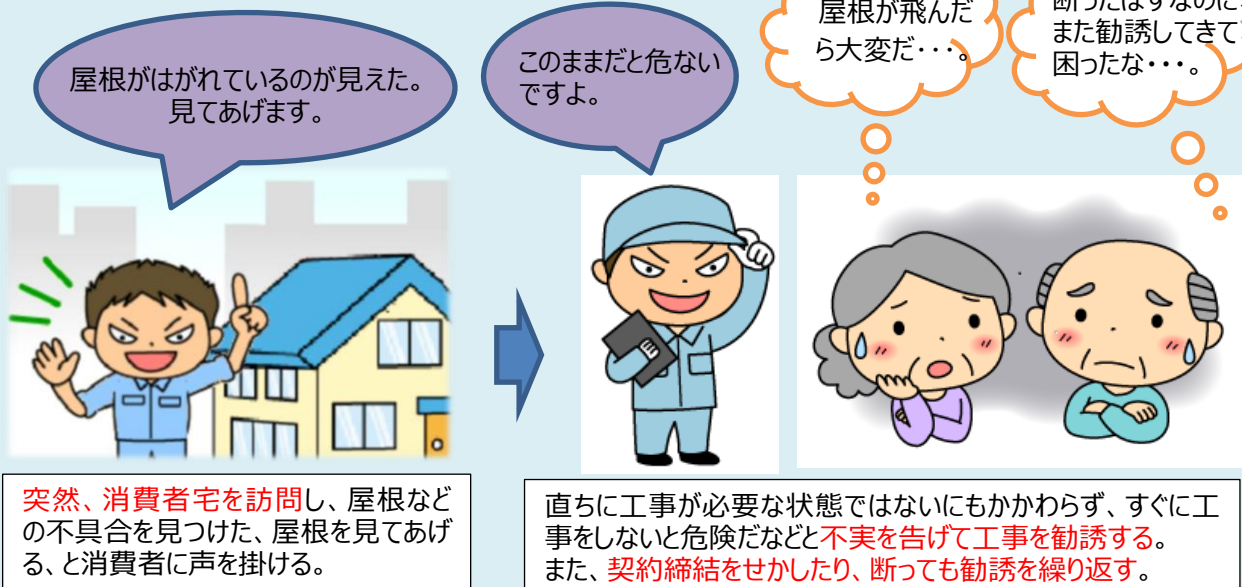


## 「屋根がはがれているのが見えた」などと消費者宅を訪問し、リフォーム工事を勧誘する事業者には、業務停止命令（6か月）

本日、東京都は、屋根等のリフォーム工事を勧誘していた訪問販売事業者に対し、**特定商取引に関する法律**に基づき、**6か月間、業務の一部を停止**するよう命じ、違反行為を是正するための措置を指示しました。併せて、事業者の代表取締役に対し、当該停止を命じた範囲の業務を新たに開始することの禁止を命じました。

**事業者名** 大成建築株式会社  
**代表者** 代表取締役 高山 輝一  
**本店所在地** 神奈川県相模原市南区上鶴間本町9-19-1ポヌール・コリーヌ101号（登記上）  
**業務内容** 屋根等のリフォーム工事（訪問販売）  
※ 同名又は類似名の事業者と間違えないようご注意ください。

### 勧誘行為等の特徴



### 消費者へのアドバイス

- 突然訪問してきた事業者から「屋根がはがれている。」「瓦がずれている。」などと住宅の不具合を指摘されても、慌てて「見てほしい。」と事業者に依頼せず、**慎重に対応**しましょう。  
また、工事を勧められても、**その場ですぐに契約せず**に、家族や身近な人に相談し、**複数の事業者から見積りをとって工事内容や金額等を十分に検討**しましょう。
- 同様のトラブルでお困りの方、事業者の対応に疑問を感じた方は、すぐに最寄りの消費生活センターにご相談ください。

東京都消費生活総合センター **03-3235-1155**  
お近くの消費生活センターは 局番なし **188**（消費者ホットライン）

詳しくはこちらをご覧ください。

東京くらしWEB

<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/torihiki/shobun/>



【問合せ先】

生活文化スポーツ局消費生活部取引指導課  
電話：03-5388-3074

**特定商取引に関する法律第8条第1項に基づく業務停止命令及び  
第7条第1項に基づく指示並びに旧法第8条の2第1項に基づく業務禁止命令**

### 1 事業者の概要

事業者名 大成建築株式会社（法人番号 8021001069560）（以下「当該事業者」という。）  
 代表者名 高山 輝一（たかやま てるかず）  
 本店所在地 神奈川県相模原市南区上鶴間本町9-19-1 ボヌール・コリーヌ 101号  
 （登記上）  
 実際の活動場所 神奈川県相模原市南区上鶴間本町七丁目 21番8号1階  
 設立 令和2年3月16日  
 資本金 100万円  
 業務内容 屋根等のリフォーム工事（訪問販売）  
 売上高 約2億3千万円（令和3年3月～令和4年2月）（事業者報告による。）  
 従業員 3名（事業者報告による。）

### 2 当該事業者に関する都内の相談の概要（令和4年7月22日時点）

平均年齢	平均契約額	相談件数（年度）			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	合計
約76.6歳 (48～91歳)	約136万円 (最高約483万円)	28件	32件	0件	60件

### 3 業務停止命令（法人）の内容

令和4年7月27日（命令の日の翌日）から令和5年1月26日までの間（6か月間）、特定商取引に関する法律第2条第1項に規定する訪問販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

- (1) 役務提供契約の締結について勧誘すること。
- (2) 役務提供契約の申込みを受けること。
- (3) 役務提供契約を締結すること。

### 4 不適正な取引行為の内容

不適正な取引行為	特定商取引に関する法律（旧法）の条項
「屋根がはがれているのが見えたから直した方がいいですよ。」「近所で工事をしていると、お宅の屋根の板金が波打っているのが見えた。」「近くの裏で工事をやっていて、上から見たら瓦がずれているのが見えた。」などと告げて消費者宅を訪問しており、勧誘に先立って、事業者の名称、リフォーム工事の契約について勧誘をする目的である旨及び役務の種類を明らかにしていなかった。	第3条 【勧誘目的等不明示】

不適正な取引行為	特定商取引に関する法律（旧法）の条項
<p>リフォーム工事の契約を締結する際に消費者に交付する契約書面において、神奈川県相模原市南区上鶴間本町9-19-1-101号とのみ記載し、現に活動している住所を併記していなかった。</p> <p>また、リフォーム工事の契約の履行に際して使用する防水シート、屋根材、棟材等に関して、役務の対価（単価）、商品名、商標又は製造者名、数量について、契約書面に十分に記載していなかった。</p>	<p>第5条第1項</p> <p>【契約書面記載不備】</p>
<p>リフォーム工事の契約について勧誘をするに際し、消費者宅が直ちに工事しなければならない状況ではないにもかかわらず、消費者に対し、「このままだと危ないから。塗装工事をやらないとダメだよ。」「屋根の棟もダメになっているので、芯を取り替えなければいけない。」「屋根の真ん中の板金が波打っていて、台風や風が強くなったりすると、いつ板金が剥がれても不思議はない。」「瓦がずれている。このままにしておいたら屋根が大変なことになりますよ。直ぐ工事をした方がいい。」「銅線がみんな切れていてダメになっている。このままにしておいたら大変な被害になりますよ。早く直した方がいいですよ。」などと、契約締結を必要とする事情に関する事項について、不実を告げた。</p>	<p>第6条第1項第6号</p> <p>【不実告知（顧客が契約締結を必要とする事情）】</p>
<p>リフォーム工事の契約について勧誘をするに際し、見積書の依頼をただけの消費者に対して、契約書面であることを言わないまま、書面に署名捺印させ、仕方なく契約せざるを得ない状況にする、「今日中に見積りの返事をくれないと困る。今日中に返事を下さい。」「仕事をやらせてくれ、やらせてくれ。」などと告げる、消費者が勧誘を断った後も複数回にわたり勧誘するなど、消費者に対して迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘を行っていた。</p>	<p>第7条第1項第5号の規定に基づく旧省令第7条第1号</p> <p>【迷惑勧誘】</p>

※ 具体的な相談事例は、[参考資料](#)を御参照ください。

## 5 指示（法人）の内容

- (1) 業務停止命令を受ける原因となった違反行為の発生原因について、調査分析の上検証し、その検証結果について、業務停止命令の日から1か月以内に東京都知事宛て文書にて報告すること。
- (2) 違反行為の再発防止に向けた、再発防止策及び社内のコンプライアンス体制を構築し、当該再発防止策及び当該コンプライアンス体制について、本件業務停止命令に係る業務を再開する1か月前までに東京都知事宛て文書にて報告すること。

## 6 業務禁止命令（個人）の内容

対象者	業務禁止命令の内容	命令の原因となった事実
高山 輝一	令和4年7月27日（命令の日の翌日）から令和5年1月26日までの間（6か月間）、当該事業者に対して業務停止を命じた範囲の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）を禁止する。	当該事業者の代表取締役であり、当該事業者の訪問販売における業務全般を統括管理し、営業方針等を決定するとともに営業に係る指揮命令を行うなど、当該業務の停止を命ぜられる業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。

(注) 法令の表記について

特定商取引に関する法律：特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）（現行の特定商取引に関する法律）

特定商取引に関する法律（旧法）：消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 72 号）による改正前の特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）

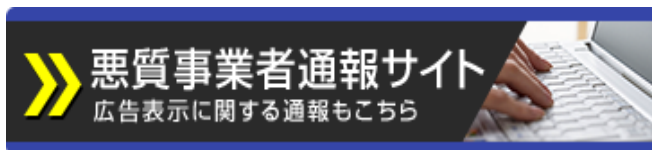
旧省令：特定商取引に関する法律施行規則の一部を改正する命令（令和 4 年内閣府・経済産業省令第 1 号）による改正前の特定商取引に関する法律施行規則（昭和 51 年通商産業省令第 89 号）

《東京都の情報サイト「東京暮らし WEB」では同種のトラブルについて注意を呼び掛けています。》

屋根工事の訪問販売でトラブルが続いています

～突然の訪問で勧誘されてもすぐに契約するのはやめましょう～

<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/sodan/kinkyu/20220722.html>



<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/tsuho/>

同様の手口のほか、新型コロナウイルス感染症に便乗した商品やサービス等に関して、悪質な勧誘、表示、架空請求についても情報提供をお願いします。

## 事例 1

令和3年秋、甲は、突然Aの訪問を受けた。Aは、会社名や名前を名乗らず、いきなり、「屋根がはがれているのが見えたから直した方がいいですよ。」と言った。甲がAに名前を尋ねても、Aは名前を言わず、「屋根が危ないから。」と言うだけだった。さらに、Aは「台風が来たら屋根が飛んじゃうから大変なことになり、隣近所に迷惑が掛かるから。」と言った。甲が屋根を見てほしいと言わないうちに、Aは「後で監督を連れてくる。」と言って立ち去った。Aは名刺を渡さず、工事をする場合は有料だという話もしなかった。

2時間後、AがBを連れて再訪した。Bも会社名や名前を名乗らず、「上に上がって見てきます。釘を打った方がいいですよ。叩いて修理してきます。」と言った。屋根を直す場合は有料になるとは言わなかった。

Bは裏に回り、屋根からトントン叩く音が聞こえてきたが、15分もしないうちに玄関に戻ってきた。Bは甲にスマートフォンで撮った写真を見せて、「中がグチャグチャになっているから。」と言った。写真は一コマだけで、一部分しか写っていなかったもので、甲の家の屋根なのか分からなかったが、写真を撮ってきたBから言われるとそうかなと思った。

Bは「このままだと危ないから。塗装工事をやらないとダメだよ。」と言った。さらに、「屋根の棟もダメになっているので芯を取り替える。棟の部分の芯を取り替えなければいけない。」と言った。Bは「普通なら〇〇〇万円掛かるんだけどあれだけだったら〇〇〇万円。」と言った。そして、Bは「今日中に見積りの返事をくれないと困る。今日中に返事を下さい。見積りを持ってきますから、お願いします。」と言って帰って行った。

30分後、Bが見積書を持ってきた。Bからは、見積書に書かれた工事名称や工事内容についての説明は全くなく、「こうなりました。」と言われただけだった。甲は、Bに、書類に住所と郵便番号、名前、電話番号を書いてくれと言われ、書き入れた。さらに、Bの求めに応じて、名前の横に押印した。Bが「割印が必要なので。」と言うので、甲がBに印鑑を渡すと、Bが何か所かに押した。

甲は、この時まで見積書の続きの書類だと思っていたが、よく見ると、住宅リフォーム工事請書になっており、契約書だということが分かった。甲は、見積書を依頼しただけで、工事を依頼した覚えはなかった。甲は、頼みもしないのに話を進められてしまったが、契約してしまったので、話を進めるより仕方ないと思った。甲は、Aから「台風が来たら屋根が飛んでしまう。」と言われ、Bからも「このままだと危ない。」と言われ、屋根が飛んだら大変だと思って工事をやってもらうしかないと思って契約した。もし、屋根が何でもないのなら工事の契約はしなかった。

## 事例 2

令和3年秋、チャイムが鳴ったので乙がドアを開けると、Cが立っていた。Cは、会社名や名前を名乗らず、「近くで工事するから挨拶に来ました。」と言って、「〇〇様邸 屋根工事のお知らせ」のチラシを乙に手渡した。Cが帰った後、乙がチラシを見ると、会社名が分かった。

1週間後、Cが再訪し、会社名や名前も名乗らず、いきなり「近所で工事をしていると、お宅の屋根の板金が波打っているのが見えた。このままだと台風などの強風で外れる可能性があり危険だ。」と言った。

乙の家は屋根を含めた全面リフォーム工事を行っており、今まで住んでいて屋根には全く問題はなかった。乙はCに「屋根のどこがどのように波打っているのか。そんなに危ない状態なのか。」と尋ねた。Cは「屋根の真ん中の板金が波打っていて、台風や風が強くなったりすると、いつ板金をはがれ

でも不思議はない。風が吹いたときに屋根飛ばされちゃいますよ。近所の家に当たったら大変な被害が出ますよ。道路を歩いている人にも大変なことになりますよ。」と言った。

さらに、Cは、すぐ直した方がいい、すぐにでも工事をやらないと危ないという言い方で、「板金と中の板を取り替える工事をした方がいいとうちの主任が言っている。」と言った。乙がCに「どこから見たの。」と聞いても答えなかった。乙は、自分の家の周りは家が密集していて、離れたところから見ても乙の家の屋根は見えないことは分かっていた。工事をしていて〇〇さんの家からはかなりの距離があるので、屋根の板金が波打っているのが見えることは絶対ないと思った。

乙は、この業者に屋根を見てもらうつもりはなかったので、「他の工務店に頼むから結構です。」と言った。さらに、「うちはいいから。やらないよ。」と言って完全に工事を断った。Cは、名刺をくれず、会社名や名前も言わないまま帰って行った。

翌日、乙はスマートフォンで乙の家の屋根の写真を撮ったが、屋根に特に問題があるようには思えなかった。

2日後、再度Cが来訪し「いつやりますか。」と言ったので契約を断ると、Cは諦めて帰っていった。

さらに2日ほど経った頃、Cが再訪し、「やらなければだめですよ。いかがいたしますか。」と言ったので、契約を断った。

### 事例3

令和3年秋、丙が玄関の外に出ると、Dが立っていた。丙が「何だい。」と言うと、Dは会社名や名前を名乗らず、「近くの裏で工事をやっていて、上から見たら瓦がずれているのが見えたので、親方に言って来いと言われ、来ました。」と言った。その際、Dは屋根工事の勧誘の目的で来たとは言わなかった。

丙は、屋根瓦がずれていると言われびっくりした。Dは屋根のどの部分がずれているのかは言わなかったが、丙は業者が言うのなら信用するしかなかった。しかし、裏で工事をしている家は一軒もなかったし、丙の家の屋根はどこから見ても全く見えない状態だったので、Dに工事をしている家を聞いたが、Dは答えられなかった。

丙は、Dに「屋根を見てくれ。」と言った。Dは、もし直す時にはお金が掛かりますとは言わなかった。Dは、「親方に聞いてきます。」と言って立ち去った。

しばらくして、Dが戻ってきて、「親方が来て見てあげると言っている。」と言ったので、丙が応じると、Dは立ち去ったが、名刺もくれず、会社名も名前も言わなかったのでどこの誰かも分からなかった。

丙が外で待っていると、D、E、Fの3人が車でやって来た。Dが親方と呼ぶEが名刺をくれたが、ただ渡しただけで、会社名や名前は言わなかったし、D、Fも会社名や名前を言わなかった。Dら3人が屋根に上がったが、修理する音は聞こえてこなかった。屋根から下りてくると、Eがスマートフォンで撮ったという屋根の写真を見せた。丸瓦や銅線、のし瓦がひどい状態の写真で、丙は写真を2枚見ただけで、これは直さないといけないと思った。Eは、「瓦がずれている。このままにしておいたら屋根が大変なことになりますよ。直ぐ工事をした方がいい。」と言った。さらに、「銅線がみんな切れていてダメになっている。このままにしておくとも瓦が全部ずれちゃって、周りに落ちこちたりする。そこに人がいたら大変なことになりますよ。このままにしておいたら大変な被害になりますよ。早く直した方がいいですよ。」と言った。丙は、大変なことになると言われ、早く直した方がいいという気持ちになり、見積りをお願いした。

数日後、Eが見積書を持ってきた。見積書には、工事金額〇〇〇万円と書かれていた。Eから、棟の交換工事になると言われた。見積書の細かい説明はなく、既に書き込みがされた別の書類を出して

きた。丙は、それが契約書であることが分かった。丙は、既に作ってあった契約書に納得できなかったが、Eから「仕事をやらせてくれ。やらせてくれ。」とうるさく言われ、仕方なく名前等を書き入れ、押印し、割印も押した。丙は、Eからステープラでとじた書類を渡された。工事金額の支払方法は振込みと書かれていたが、Eからお金の支払方法については何も言われなかった。Eは、書類を渡すと帰って行った。

数日後、丙は知り合いの工務店に屋根を見てもらった。その工務店は、瓦がずれているところはあるが、この工事をする必要はないと言った。